

番号	(1)
項目	物価上昇を考慮し、管理職以外の職員に対する夏期一時金の支給割合を 2025 年度大阪市人事委員会勧告 2.325 月（期末手当 1.2625 月、勤勉手当 1.0625 月）以上に引き上げること。
(回答) ご要求いただきました内容につきましては、本市の「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に基づき支給させていただきたいと考えておりますことから困難でございます。今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	(2)
項目	一時金の傾斜配分(役職段階別加算措置)を廃止すること。廃止できない場合は一律7.5%にすること。
(回答) 職務段階別加算措置につきましては、地方公務員法第24条第1項に定める職務給の原則に基づき、職務と責任に応じた給与を決定しているところであり、同条第2項の均衡の原則による国と地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者との均衡を考慮して定めておりますことから、廃止・一律支給にすることは困難であると考えております。 今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	(3)
項目	勤勉手当へ「成績率」適用をやめること。
(回答) 勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給される能率給としての性格を有しますことから、成績率の適用をやめることにつきましては、困難でございます。 評価結果の成績率への反映につきましては、これまでも勤務実績のよりの確な反映のために、平成 19 年度から前年度の評価・育成システムの評価結果を活用し、実施してまいりました。 令和元年度からは、平成 30 年度より実施している人事評価結果を勤勉手当へ反映させることとし、この点におきましては、給与負担等の権限移譲にかかる教職員の人事給与制度の交渉におきまして、お示しさせていただいたところです。 今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	(4)
項目	2025 年 8 月総務省自治行政局公務員部が作成した「会計年度任用職員制度の運用に係る事務処理マニュアル」に基づき、賃金格差を是正するためにも常勤講師を給与表 2 級に格付けること。
(回答) 常勤講師に適用される級につきましては、他の自治体の状況等も参考にしつつ、引き続き、慎重に検討してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	(5)
項目	勤務時間数に関係なく全ての会計年度任用職員に一時金を支給すること。また、勤務時間を超える業務には超過勤務手当を支給すること。
(回答) 非常勤講師・会計年度任用職員につきましては、当該年度の任用期間が6カ月以上で、週あたり勤務時間が15時間30分以上の場合、令和6年6月期より、それまでの期末手当の支給に加えて、勤勉手当も支給対象としております。 引き続き、本市全体の会計年度任用職員制度の動向を注視してまいりたいと考えております。 また、会計年度任用職員の時間外勤務手当の支給につきましては、その勤務形態の性質から、運用上は想定しておりませんが、各職種の担当と調整のうえ、真にやむを得ない事情により、超過勤務命令が校園長からあった場合につきましては、支給対象となるものと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当

番号	(6)
項目	職名の違う会計年度任用職員を重複して雇用している場合は、勤務時間を合計し一時金を支給すること。
(回答) 時間額の会計年度任用職員につきましては、当該年度の任用期間が6カ月以上で、その職（任用）での週あたり勤務時間が15時間30分以上の場合、令和6年6月期より、それまでの期末手当の支給に加えて、勤勉手当も支給対象としております。 ただし、非常勤講師のみ別途規定を設け、複数の任用のそれぞれの任期において定められた勤務時間の合計を基準とし、期末・勤勉手当を支給しております。 今後も、本市全体の会計年度任用職員制度の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	(7)
項目	非常勤講師の賃金を、授業コマ数ではなく在校時間（教材研究・成績処理等の業務を含む）を基準として支給すること。
(回答) 非常勤講師の報酬につきましては、令和7年2月には、授業1時間（付随する準備及び評価の時間を含む）あたり、2,920円から3,010円に、令和8年2月には、3,110円に増額改定しております。 なお、令和7年12月期の期末手当の支給対象職員については、令和7年4月に遡及して改定を実施しております。 引き続き、他の自治体及び本市全体の会計年度任用職員制度の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	(8)
項目	行政職と同等に学校園にも役職定年制を導入すること。
(回答) 本市におきましては、令和5年度より役職定年制の趣旨（組織の新陳代謝の確保等）に基づき、原則、管理監督職の職員につきましては、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に、管理監督職以外の職に異動させる役職定年制が導入されております。 しかしながら、学校園（教職員組織）におきましては、年齢構成の偏り等による後任補充の課題等があり、現時点においては、役職定年制の導入は困難な状況となっております。 今後も引き続き、学校園における年齢構成の状況等を注視しつつ、役職定年制の導入について、慎重に判断してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当